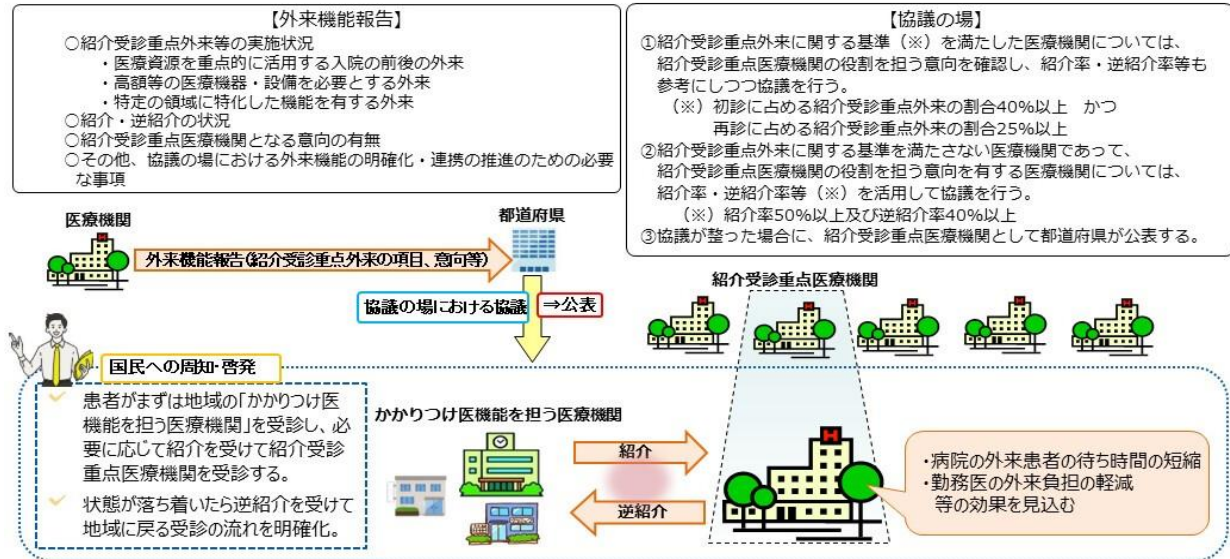


紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、紹介受診重点外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。
 - ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
 - ② 「協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。



紹介受診重点医療機関に係る基準及び医療機関の意向について

	基準を満たす医療機関名	一般病床数	紹介受診重点外来の基準 ※1		意向
			初診 40%以上	かつ 再診 25%以上	
1	一般財団法人津山慈風会津山中央病院	497	53.7 (○)	34.4 (○)	あり

- ・ 「一般病床数」は、各医療機関から提出の対応方針等による。
- ・ 「紹介受診重点外来の基準 ※1」は、令和6年度外来機能報告による。

※1 紹介受診重点外来の基準

- ・ 初診基準: 40%以上 (初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)
- ・ 再診基準: 25%以上 (再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)